# 吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項及び会社法施行規則第 189 条に基づく書類)

2020 年 3 月 2 日

KDDI 株式会社

TELASA 株式会社（旧商号：LDEX 設立準備株式会社）

2020 年 3 月 2 日

吸収分割に関する事後開示書類

東京都千代田区飯田橋三丁目 10 番 10 号
ガーデンエアタワー
(本店所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号)
KDDI 株式会社
代表取締役社長　髙橋　誠

東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号
TELASA 株式会社（旧商号：LDEX 設立準備株式会社）
代表取締役社長　神山　隆

KDDI 株式会社(以下「KDDI」といいます)と LDEX 設立準備株式会社(以下「LDEX」といいます)は、2020 年 1 月 7 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、本日を効力発生日として、KDDI が、KDDI の営むビデオパス事業に関して有する権利義務を、KDDI の完全子会社である LDEX に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます)を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条各号に定める事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、KDDI においては会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割、LDEX においては同法第 796 条第 1 項に基づく略式吸収分割となります。

1. 本吸収分割が効力を生じた日
   2020 年 3 月 2 日

2. KDDI における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに同法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過
   (1) 会社法第 784 条の 2(株主による吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過について
   本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

   (2) 会社法第 785 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について
   本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過について

KDDI は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条(債権者の異議)の規定による手続の経過について

KDDI は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 1 月 17 日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. LDEX における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2(株主による吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過について

本吸収分割においては、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、本手続について該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について

LDEX は、略式吸収分割であるため、会社法第 796 条第 1 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本吸収分割を実施し、また、LDEX の唯一の株主は、吸収分割会社である KDDI です。したがって、本手続について該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条(債権者の異議)の規定による手続の経過について

LDEX は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 1 月 17 日付で官報公告を行い、かつ、同日付で知れたる債権者に各別に催告をいたしましたが、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により LDEX が KDDI から承継した重要な権利義務に関する事項

LDEX は、効力発生日である 2020 年 3 月 2 日をもって、KDDI から KDDI の営むビデオパス事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継しました。KDDI から承継した資産及び負債の額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産額(概算)　　45 百万円
承継負債額(概算)　　1 百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2020 年 3 月 2 日(予定)

6. その他重要な事項

なし

以上